

決 議

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づいて、昭和48年に国において基本計画が決定されて以来、約40年の歳月を経て、昨年5月26日に「奈良市付近」を主要な経過地として整備計画が決定された。

また、昨年11月には、リニア中央新幹線の間接駅の建設費について、JR東海から早期実現に向け、自社負担で行うとの考えが示された。

これらのことは、全国で空港も新幹線もない3つの県のうちの一つであり、高速交通機関の国土軸から外れていた奈良県にとって、大変大きな前進である。

こういった状況の中、大和郡山市は、リニア中央新幹線の間接駅の設置に関して、県内屈指の立地条件を有している。JR関西本線(大和路線)と近鉄橿原線の鉄道網、西名阪自動車道・京奈和自動車道及び国道24号・国道25号・大和中央道の道路網で、県内各地及び紀伊半島の各地と密接に繋がっていることに加えて、奈良県の人口重心にも近接している。

大和郡山市議会においては、昨年12月に、リニア中央新幹線間接駅の大和郡山市内への建設を求める決議が採択され、本年2月には、上田大和郡山市長から荒井奈良県知事へ、リニア中央新幹線間接駅の大和郡山市への設置に関する要望書が提出されたところである。

よって我々は、ここにリニア中央新幹線間接駅の大和郡山市への建設促進期成同盟会として、『リニア郡山新駅』を実現するため、次の事項について一致協力して取り組み、強力な運動を展開する。

- 1 リニア中央新幹線がもたらす様々な効果を最大限に発揮するために、東京・大阪間を早期に同時開業すべきこと。
- 2 東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、リニア中央新幹線は、現在の東海道新幹線とルートをできる限り離し、日本の大動脈を二重化すべきこと。
- 3 奈良県内に設置される間接駅は、高速交通がもたらす効果を駅周辺のみならず、県全体や紀伊半島に広く波及させるため、高い交通結節性を有し、県の人口重心に近接した場所(大和郡山市内)へ設置すべきこと。

以上、決議する。

平成24年8月8日

リニア中央新幹線間接駅の大和郡山市への建設促進期成同盟会